

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年10月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500091号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500051号

第1 結論

請求者のA社における昭和56年1月1日から同年12月31日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和56年1月から同年11月までの標準報酬月額については、9万8,000円から18万円とする。

昭和56年1月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年1月1日から同年12月31日まで

請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時、A社から支給されていた給与額及び控除されていた厚生年金保険料と相違している。請求期間の給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者の標準報酬月額は、昭和56年1月の随時改定により、18万円から9万8,000円に減額となっていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された昭和55年10月分から昭和56年9月分、同年11月分及び同年12月分の給与支給明細書によると、給与支給額は16万9,100円から24万7,200円となっており、また、昭和56年1月の随時改定の基礎となる昭和55年10月から同年12月までに支給された報酬の平均報酬月額に見合う標準報酬月額は20万円であると認められる上、請求期間に係る厚生年金保険料も18万円の標準報酬月額に見合う額が控除されていることが確認できることから、請求者の昭和56年1月の随時改定処理は事実上即したものとは考えられない。

また、被保険者名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和56年12月31日(現在は昭和57年2月1日に訂正)より後の昭和57年2月22日付けで、従業員90名の標準報酬月額が昭和56年1月に遡って減額訂正されていることが確認できるほか、処理

日の記載はないが、従業員4名の標準報酬月額が昭和56年1月に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、請求者、A社の元取締役及び同社の複数の元従業員は、同社は請求期間において給与の遅配等もあり苦しい経営状態であった旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、請求者に係る昭和56年1月における標準報酬月額の随時改定処理は、昭和57年2月22日付けの標準報酬月額の減額訂正処理に合わせて行われた処理と考えることが適当であり、請求者について昭和56年1月から標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由はなく、当該随時改定処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、当該随時改定処理前の厚生年金保険記録から18万円に訂正することが必要である。